

## 川崎市消防局臨時的任用職員の賃金口座振込取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）第18条、川崎市消防局臨時的任用職員取扱要綱（平成10年3月31日付け、9川消人第2037号）及び川崎市消防局臨時的任用職員取扱要綱実施細則の規定に基づき、臨時的任用職員の賃金の口座振替による支払い（以下「口座振込払」という。）に係る取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時的任用職員の範囲)

第2条 この要綱において「臨時的任用職員」とは、消防局に勤務する臨時的任用職員をいう。

(振込先の金融機関)

第3条 振込先の金融機関は、指定金融機関及び指定代理金融機関並びに指定金融機関又は指定代理金融機関と為替取引のある金融機関とする。

(受入預金口座)

第4条 口座振込払を申し出る臨時的任用職員は、前条に規定する金融機関に、本人名義の預金口座（普通預金口座（総合口座を含む。）をいう。以下同じ。）を開設していなければならない。

(口座振込払の額)

第5条 口座振込払の額は、賃金の支給総額から、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の本人負担額、源泉徴収所得税額、その他の法令の規定により控除又は還付される額を増減した金額とする。

(口座振込払の申し出等)

第6条 口座振込払を希望する臨時的任用職員は、人事課長に対し、賃金口座

振込申出書（兼変更届）（第1号様式）（以下「口座振込申出書」という。）に預金通帳の写しを添付又は預金通帳を提示する方法により申し出るものとする。

2 前項の規定による申出は、当該任用期間（更新した期間を含む。）の勤務に応じて支給される賃金について行うものとする。この場合において、複数の預金口座を指定すること又は賃金の一部を現金払とすることはできない。

3 前項の規定にかかわらず、退職する日に支給される賃金については、現金払の方法によるものとする。

4 口座振込払の申し出及び取消し並びに預金口座の変更を行う場合は、賃金支給日の10日前までに、人事課長に申し出るものとする。

（預金口座等の確認）

第7条 人事課長は、前条の規定により提出された口座振込申出書について、記載事項及び預金口座を確認しなければならない。

（口座振込払の手続き）

第8条 人事課長は、口座振込払により賃金を支給する場合は、口座振込申出書及び臨時的任用職員賃金計算書兼支給明細書に基づいて口座振替依頼書を作成しなければならない。この場合において、臨時的任用職員賃金計算書兼支給明細書の受領印欄には、「口座振替」と記載するものとする。

2 人事課長は、振込指定日（当該賃金支給日をいう。以下同じ。）を指定した口座振替依頼書（磁気テープ等を含む。）及び賃金を、指定金融機関に交付することにより口座振込払を行うものとする。この場合において、事務を取り扱う指定金融機関の支店は、次のとおりとする。

株式会社横浜銀行 川崎支店      株式会社横浜銀行 溝口支店

株式会社横浜銀行 大島支店      株式会社横浜銀行 鷺沼支店

株式会社横浜銀行 大師支店      株式会社横浜銀行 登戸支店

株式会社横浜銀行 鹿島田支店 株式会社横浜銀行 新百合ヶ丘支店  
株式会社横浜銀行 武蔵小杉支店

- 3 人事課長は、口座振替依頼書にあっては振込指定日から起算して5営業日前の日に、資金にあっては振込指定日の正午までに、指定金融機関に交付するものとする。

(領収書)

第9条 指定金融機関が、前条の規定による資金の交付を受けた時に発する領収書は、これを臨時的任用職員の領収書とみなすことができる。

(預金口座からの払戻し)

第10条 指定金融機関は、資金の預金口座からの払戻が振込指定日の午前10時までにできるように振込手続きを行うものとする。

(口座振込不能の通知等)

第11条 口座振込不能が生じた場合は、指定金融機関は、当該振込指定日の正午までに送受信の証(第2号様式)により、人事課長に振込不可能である旨を通知するものとする。

- 2 人事課長は、前項の通知を受けたときは、直ちにその理由を調査し、当該臨時的任用職員に振込不能の旨通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた臨時的任用職員は、振込不能の内容を確認し、人事課長に回答するものとする。

(振込先変更等の手続き)

第12条 人事課長は、前条による調査確認を行った結果に基づき、振込金訂正組戻依頼書(第3号様式)により、振込先の訂正又は口座振込の取消しを指定金融機関に依頼するものとする。

- 2 指定金融機関は、人事課長から前項の依頼を受けたときは、振込先の訂正の場合にあっては直ちに訂正した預金口座に振り込むものとし、口座振込の

取り消しの場合にあつては直ちに資金を人事課長に返戻するものとする。

(口座振込の取消しを行った場合の支給)

第13条 前条第2項の規定により口座振込の取消しを行った場合の賃金の支給は、現金払の方法によるものとする。この場合において、人事課長は指定金融機関の発した領収書の当該箇所の欄に「振込不能」と記載した後、同欄に当該臨時的任用職員の受領印を徴するものとする。

(書類の保存)

第14条 人事課長は、領収書、送受書の証及び振込金訂正組戻依頼書にあつては臨時的任用職員賃金計算書兼支給明細書及び前渡金精算書とともに10年間、口座振込申出書にあつては当該申出書に基づく賃金支給の終了日を完結した日として5年間保存する手続きをとらなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防局長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

第1号様式

賃金口座振込申込申出書（兼変更届）

申出年月日

年 月 日

局

課長あて

住所			
職員コード	900	氏名	印

任用期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
更新期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

- 1 (新規) 上記期間の勤務に対する賃金は、次の口座に振り込んでください。
- 2 (変更) 賃金の振込口座を次のとおり変更してください。
- 3 (取消) 賃金の支給を、現金払の方法に変更してください。

賃金振込預金口座

金融機関名				支店名								
		普通預金	1	口座番号								
口座名義 (氏名フリガナ)												

\* 本人名義の口座に限ります。

受理
----

口座確認印
-------

第2号様式

受信の証

					科目	
受信番号 <input type="checkbox"/>	繰越・再送	受信店	自動転送表示		科目	振込指定番号
発信銀行		発信店	代行発信店			
取扱日	種目	金額	自動入金不能理由		先振送信日	原種目
科目・口座番号/番号		内・他店券	券種	C I F取引先名		
受取人						
依頼人						
備考1					照会番号	
備考2					発信番号	
全銀処理日時分	センター処理日時分	電話番号	注意メッセージ			
					検印	
					点検・記入	

コード 4360-3(2-1)

# 振込金 訂正 組戻 依頼書

(どちらか○で囲んでください)

株式会社横浜銀行

支店あて

平成 年 月 日

住所	〒	-	連絡先Tel	-	-
フリガナ					印
依頼人名					印

下記振込金は、当方の都合により 訂正  
組戻 願います。

[ご注意]

- (1) 振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正、組戻ができない場合があります。
- (2) 振込先銀行（支店）、振込金額を相違した場合は、いったん組戻をしてください。
- (3) 「訂正後」の欄は、訂正する項目のみご記入ください。

## 記

項 目	当 初 の 振 込 依 頼 内 容	訂正後（訂正の場合ご記入ください）
振込指定日	平成 年 月 日	/
金 額	円	
振込先銀行	銀行 支店	
預金科目	普通・当座・貯蓄・その他（ ）	
口座番号		普通・当座・貯蓄・その他（ ）
お受取人名	様	様

組戻の場合	資金の受領方法	[ ]	私(当社)名義の 右記口座へ入金する	横浜銀行	支店[普通・当座・貯蓄]	
	いずれかの [ ]内に ○をつけて ください。	[ ]	現金で受け取る（受領時に別途領収書をご提出いただきます）	口座番号		
		[ ]	別途提出する振込依頼書のとおり、再振込する			

銀行使用欄

訂正組戻依頼日	発信	検印	点検記入	印鑑照合	受付	組戻結末日	検印	点検記入

備考	組戻手数料	円	印
----	-------	---	---